平成２１年（フ）第１２３４号
千葉県船橋市三山５丁目40番７号　サンパーク三山Ｃ―101号
債務者　吉田　清美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４５号
千葉県船橋市習志野５丁目２番７―1101号
債務者　鈴木　之子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２５２号
千葉県船橋市習志野台８丁目33番20号　リバティ・定塚103号
債務者　岩橋　英則
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２６５号
千葉県市川市行徳駅前２丁目３番１―911号　ファミリーコーポ行徳
債務者　白須　敦志
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８２号
千葉県市川市末広１丁目２番２―406号　ライオンズマンション行徳ガーデンシティ
債務者　五十嵐千明
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２９０号
千葉県市原市玉前181番地１―202
債務者　有賀　留美（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２９２号
千葉県船橋市西船４丁目３番33号さつき荘205号
債務者　村田　吉弘
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４号
富山県黒部市宇奈月町浦山64―７、住民票上の住所福井県福井市高木中央２丁目3801番地第２高木マンション103
債務者　戸出　善則
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第５６号
富山県黒部市植木198番地４　ハイリッチハイツ203号
債務者　道脇　義雄
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第２６１号
富山県高岡市赤祖父476番地　信開セルーラ駅南Ｓ棟102号
債務者　森下　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第４７３号
金沢市神宮寺１丁目12番23号、従前の住所金沢市千田町ロ33番地７
債務者　本田いく子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６２０号
大津市日吉台３丁目28番５号、前住所千葉県船橋市二和西４丁目３番21号レオパレスメルベーユ208号
債務者　小笠　秀幸
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３１号
滋賀県野洲市西河原2555番地
債務者　浦谷　彰子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９６１号
広島市安佐南区祇園４丁目１番８号
債務者　中迫　三郎
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７３号
広島市南区南蟹屋１丁目10番35―909号
債務者　芝田　明子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３４０号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番３―411号、申立時の住所広島市西区三滝本町１丁目36番１号
債務者　佐々木佳子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４５８号
広島市中区舟入南３丁目９番27―103号
債務者　森本　浩之
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで　広島地方裁判所民事第４部